

# 昭和 12 年学会へのお誘い



## 昭和 12 年学会 趣意書

会長 宮脇 淳子

この度、「昭和 12 年学会」を有志によって立ち上げる運びとなった。本会は、昭和 12 年（1937 年）に、我が国と世界で起きた歴史事象の研究、並びにその研究者相互の協力促進を目的とする。

昭和 12 年は、日本にとって運命の年であった。支那事変（戦後は日中戦争とも呼ぶ）がこの年に始まる。盧溝橋事件、通州事件、上海事変、正定事件、南京事件はすべてこの年に起きたものである。

大東亜戦争（戦後、太平洋戦争と言い換えられ、最近ではアジア・太平洋戦争という造語もある）に日本が負けたあと、「戦後歴史学」の通説は、戦前の日本が、善良な国民ばかりの中国を侵略した悪逆非道な国家だったと規定するかのよう傾向がある。いまだに多くの日本人が、日本は侵略国家だったと思っているようだが、それは果たして学術的検証の結果であろうか。

本来、歴史学が目指すべき歴史とは、さまざまな立場で書かれた史料のあらゆる情報を、筋道を立てて一貫した論理で説明してみせることである。また、当時の時代背景を再現し、そこで生きた人々の気持ちを理解し想像できるようにすることである。

本学会は、日本史と世界史という縦割りの区分を取り払うだけでなく、既成のさまざまな学問、たとえば歴史学、政治学、法学、経済学、軍事学、社会学、心理学、哲学などの専門分野の枠組みを超えて、昭和 12 年に起こった諸事件について、真実を追究することを目標とする。

本学会は、専門分野の異なる学者たちが、イデオロギーにとらわれない公平・公正な研究により、切磋琢磨して公論をつくっていくことを、全力で応援するものである。

（平成 30 年 6 月 6 日）

---

## 昭和 12 年学会とは

---

平成 30 年 5 月 28 日、宮脇淳子、倉山満、藤岡信勝の 3 名で会合を持ち、藤原書店社長・藤原良雄氏同席のもと、「昭和 12 年学会」を創立いたしました。会長に宮脇、事務局長に倉山、大会準備委員長に藤岡が就任しました。当面、この 3 名で理事会を構成します。この場で、趣意書と会則を定め、倉山事務局長のもと事務局を構成することとしました。

趣意書にご賛同いただき、この学会の場で活動しようという意思のある方は、ぜひ、ご入会下さいますよう、ご案内いたします。年会費 5,000 円などの詳細は、別項の会則に定められております。会員になると、本年 11 月 11 日開催予定の第 1 回研究発表大会及び会員総会に、無料で参加することができます。会員が学会で発表した研究成果は、藤原書店から学術雑誌として刊行される予定です。

本年 9 月に、上記 3 名による鼎談『「昭和 12 年学会」とは何か』が、藤原書店より刊行されます。当学会の担う課題や今後の展望など、さらに詳しいご案内の役目を果たす書籍になることでしょう。

入会を希望される方は、当パンフレット巻末の「昭和 12 年学会入会申込書」に必要事項を記入の上、下記まで郵送もしくは FAX でご送付下さい。理事会承認後に、年会費お支払いのご案内をお送りします。

〒112-0005 東京都文京区水道 2-6-3-2F 昭和 12 年学会事務局

TEL : 03-6912-0047

FAX : 03-6912-0048

MAIL : s12gakkai@gmail.com

URL : <https://s12gakkai.wixsite.com/mysite>

昭和 12 年学会

検索

# 第1回研究発表大会のお知らせ

昭和12年学会は、平成30年11月11日(日)、第1回研究発表大会及び会員総会を、東京・神田で開催します。参加資格は当会の会員であることで、参加費は無料です。

参加希望者は当パンフレット巻末の「昭和12年学会入会申込書」にて入会手続きを行うと共に、下欄のアンケートで出欠をお答え下さい。会場は150席ですので、申込み順に受け付けます。

第1回研究発表大会の概要は以下の通りです。

**日 時** 平成30年11月11日(日)

受付開始	12時30分
開 会	13時00分
会長講演	13時00分～
研究発表	13時20分～
*発表者10名、発表時間1人当たり約20分	
*発表者は後日、学会主催で1人90分程度の講演を行います	
会員総会+閉会セレモニー	17時30分～18時20分
懇親会(希望者のみ)	18時30分～20時00分



**会 場** ベルサール神田 **Room2+3**

**住 所** 〒101-0053

東京都千代田区神田美土代町7 住友不動産神田ビル3F

アクセス

- 「小川町駅」B6出口 徒歩2分(都営新宿線)
- 「新御茶ノ水駅」B6出口 徒歩2分(千代田線)
- 「淡路町駅」A6出口 徒歩3分(丸の内線)
- 「神田駅」北口 徒歩7分(JR線)
- 「神田駅」4番出口 徒歩7分(銀座線)
- 「大手町駅」C1出口 徒歩8分  
(半蔵門線、丸の内線、東西線、千代田線、都営三田線)



## プログラム・登壇者のご紹介

記載事項	演題
	発表者名(専門) 生年 肩書
	代表作

### 会長講演

「昭和 12 年学会とは何か」

宮脇 淳子（東洋史）昭和 27 年生まれ

『最後の遊牧帝国—ジュンガル部の興亡』（講談社選書メチエ、平成 7 年）



### 第 1 セッション



「昭和 12 年の日中外交史—佐藤外交からトラウトマン工作まで—」

宮田 昌明（日本政治外交史）昭和 46 年生まれ 一燈園資料館「香倉院」勤務員

『英米世界秩序と東アジアにおける日本— 中国をめぐる協調と相克一九〇六~一九三六』（錦正社、平成 26 年）



「支那事変の国際法的考察」

小野 義典（国際法）昭和 47 年生まれ 城西大学准教授

『ロードマップ法学』（共著、一学舎、平成 28 年）



「戦時国際法の『交戦者資格』と日中戦争期の中国軍—通州事件の検証を通して—」

小山 常実（憲法史・教育史）昭和 24 年生まれ 大月短期大学名誉教授

『戦後教育と「日本国憲法」』（日本図書センター、平成 4 年）

司会・コメント

倉山 満（憲政史）昭和 48 年生まれ

『財務省の近現代史』（光文社、平成 24 年）



### 第 2 セッション



「昭和切手の発行」

内藤 陽介（郵便学）昭和 42 年生まれ

『満洲切手』（角川選書、平成 18 年）



「昭和 12 年の軍事状況」

樋口 恒晴（安全保障）昭和 39 年生まれ 常磐大学教授

『「平和」という病 一國平和主義・集団的自衛権・憲法解釈の嘘を暴く』  
（ビジネス社、平成 26 年）



「1937 年のインテリジェンス」

柏原 竜一（情報史）昭和 39 年生まれ

『ワイマール共和国の情報戦争—フランス情報資料を用いたドイツ革命と  
ドイツ外交の分析』（静岡学術出版、平成 25 年）

司会・コメント

海上 知明（軍事史）昭和 35 年生まれ 日本経済大学教授

『川中島合戦—戦略で分析する古戦史』（原書房、平成 28 年）



第 3 セッション



「通州事件とアヘン問題」

緒方 哲也（現代中国語）昭和 44 年生まれ 東京国際大学専任講師

「中国語の無気音の教授法について」（東北大学中国語学文学論集第 15 号、  
平成 22 年）



「正定事件と在支カトリック情勢—田口枢機卿の北支視察より—」

峯崎 恭輔（軍事史）昭和 55 年生まれ 放送大学学生

『「正定事件」の検証—カトリック宣教師殺害の真実』（並木書房、平成 29 年）



「P・バックと昭和 12 年前後の日米中を巡るソフト・パワー

—『大地』と『中国＝文化と思想』を巡って—」

樋泉 克夫（中国研究）昭和 22 年生まれ 愛知県立大学名誉教授

『京劇と中国人』（新潮選書、平成 7 年）



「日本における中国史研究の特色」

高木 桂蔵（現代中国研究）昭和 16 年生まれ 静岡県立大学名誉教授

『客家』（講談社現代新書、平成 3 年）

司会・コメント

藤岡 信勝（教育学）昭和 18 年生まれ 元東京大学・拓殖大学教授

『社会認識教育論』（日本書籍、平成 3 年）



# 昭和 12 年学会 会則

## 第 1 条（本会の名称）

本会は、「昭和 12 年学会」と称する。

## 第 2 条（本会の目的）

本会は、昭和 12 年（1937 年）に我が国と世界で起きた歴史事象の研究並びにその研究者相互の協力促進を目的とする。

## 第 3 条（本会の事業）

本会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

大会の開催

学術成果の紙媒体での発表

前 2 号のほか理事会が適当と認めた事業

## 第 4 条（会員）

(1) 本会の会員になろうとする者は、本会の目的に賛同する者であり、かつ、会員 1 名以上の推薦に基づき、理事会の承認を得なければならない。

(2) 本会の会員になろうとする者は、本会所定の入会申込書に必要事項を記載の上、理事会に提出しなければならない。

## 第 5 条（年会費）

会員は、以下の金額の年会費を納めなければならない。

年会費は、5000 円とする。

学生の年会費は、3000 円とする。

賛助会員の年会費は、一口 50000 円とする。

## 第 6 条（会員の資格喪失）

会費を 2 年間滞納した者は、退会したものとみなす。

## 第 7 条（理事会）

(1) 本会に理事会を置き、次の役員でこれを構成する。

会長

事務局長

理事若干名

大会準備委員長

(2) 理事会は、会長が適宜これを招集する。

(3) 会長、事務局長、大会準備委員長は、理事より任命する。

## 第 8 条（理事の職務）

(1) 理事は本会の運営を司る。

(2) 各理事の職務については、下記の通りとする。

①会長は、本会を代表し、会務を統括する。

②事務局長は、本会の事務を処理する。

③大会準備委員長は、大会の開催を司る。

## 第 9 条（役員を選出及び解任）

(1) 理事会は、互選により会長の候補者を会員総会に推挙する。会員総会は、出席した会員の過半数の賛成により、会長を選任する。

(2) 会長は、理事、事務局長、大会準備委員長の候補者を会員総会に推挙する。会員総会は、出席した会員の過半数の賛成により、これらの役員を選任する。

(3) 会員総会は、その 3 分の 2 の決議により役員を解任できる。

## 第 10 条（役員任期）

(1) 役員任期は 3 年とする。但し、再任を妨げない。

(2) 役員が辞任し、前任者の任期途中で新たに役員に就任した者については、前任者の残存期間を任期とする。

## 第 11 条（会員総会）

(1) 本会の通常会員総会は、原則として、年 1 回開催する。臨時会員総会は、必要がある場合に会長が招集する。

(2) 会員総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数で議決する。ただし、可否同数のときは、会長が決する。

(3) 会員は、1 個の議決権を有する。

## 第 12 条（論文審査委員会）

事務局に論文審査委員会を置く。論文審査委員は、会員の中から会長がこれを委嘱し、掲載論文の審査を行う。

## 第 13 条（編集委員会）

事務局に編集委員会を置く。編集委員は、会員の中から会長がこれを委嘱し、学術雑誌若しくはそれに代わる紙媒体の編集及び発行を行う。

## 第 14 条（事務局の所在地）

本会の事務局は、東京都文京区水道二一六一三 2 階に置く。

## 第 15 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 11 月 1 日に始まり、10 月 31 日に終わる。

## 第 16 条（会則の改正）

本会則の改正は、会員総会の議決を経て、これを行う。

附則 この会則の施行日を、本会の設立年月日とする。



